

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年6月21日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所の設備点検の不備に係る対応について
(防災チーム) 1
- 2 鳥取県地域防災計画修正に係るパブリックコメントの実施について
(防災チーム) 4

防 災 局

島根原子力発電所の設備点検の不備に係る対応について

平成22年6月21日

防災局防災チーム

1 経緯

島根原子力発電所1号機の機器の点検期間超過を契機に、中国電力は、1号機及び2号機の重要度の高い設備について点検し123件の点検の未実施を確認したこと等を、平成22年3月30日に国の原子力安全・保安院に報告（本県等にも報告）

これを受け、国は中国電力へ保守管理不備等に係る経緯等の総点検、原因究明及び再発防止対策の検討等について報告等を指示し、中国電力は、平成22年4月30日に国から報告指示のあった点検不備等に係る総点検調査等について中間報告。

その後、平成22年6月3日に総点検の結果や保守管理不備（最終的に511件）が発生した根本原因分析とその再発防止策等について国に最終報告。（別紙参照）

2 鳥取県の対応

(1) 設備点検不備について遺憾の意を表すとともに文書申入れ

〔とき〕3月31日 〔相手方〕中国電力(株)鳥取支社長

【申入れ内容】

- ・島根原子力発電所における設備点検の不備に対する原因分析と安全体制の確立
- ・今後の調査結果及び再発防止対策の状況について報告と情報公開

(2) 点検不備に係る中間報告について知事が直接申入れ(同日文書でも申入れ)

〔とき〕4月30日 〔相手方〕中国電力(株)常務取締役、中国電力(株)鳥取支社長 ほか

【申入れ内容】

- ・点検不備が506件と大幅に増加したのは、県民の信頼を損なうもの
- ・中国電力の組織の体質を改めていくこと
- ・原因の徹底分析と再発防止策を講じた安全体制の確立を
- ・総点検の最終結果について報告と情報公開を行うとともに、隣接自治体等への適切な報告を

(3) 島根原子力発電所の設備点検不備の再発防止等について国要望

〔とき〕5月13日 〔相手方〕経済産業省

【内容】

島根原発の設備点検の不備について、原因を徹底的に分析し、国の関与のあり方等も含めて再点検を行い、十分な再発防止対策を講ずるよう、国において厳正な指導・検討を行い、その状況について当県民にも情報提供すること

(4) 点検不備に係る調査最終報告について副知事から申入れ(同日文書でも申入れ)

〔とき〕6月3日 〔相手方〕中国電力(株)常務取締役、中国電力(株)鳥取支社長 ほか

【申入れの内容】

- ・再発防止に万全を期し、県民の信頼回復に努めて、皆が安心できる運営体制の確立を
- ・再発防止策等の実施状況等を逐次報告し、十分な情報公開と県民への分かりやすい説明を
- ・島根原発の安全に関わる情報について、隣接自治体等への適切な報告と十分な情報公開及び県民への分かりやすい説明を

3 国等の対応

(1) 経済産業省

ア 中国電力(株)への指示(3月30日付)

①平成22年4月30日までに次の次項を報告するよう指示(経済産業大臣)

- ・保守管理の不備等に係る経緯・事実関係の調査、原因究明及び再発防止対策の検討
- ・1、2、3号機の保守管理並びに1、2号機の定期事業者検査の実施状況について総点検

②1、2号機の点検不適切箇所の点検、健全性評価、その結果報告(原子力安全・保安院長)

イ 点検状況確認のため、島根原子力発電所へ立入調査(原子力安全・保安院 4月19日～20日)

ウ 中間報告の内容確認のため、島根原子力発電所へ立入調査(5月12日～14日)

エ 最終報告の内容確認のため、島根原子力発電所へ立入調査(6月7日～8日)

オ 点検不備に対する措置(6月11日)

①保安規程の変更命令に向けた手続開始

再発防止対策を保安規定に位置づけるよう、原子炉等規制法に基づく、保安規定の変更命令を发出すべく、中電に弁明の機会を付与

②嚴重注意

大臣名文書による嚴重注意を行うとともに、再発防止対策に基づく保守管理体制及び品質保証体制の改善・再構築、再発防止対策の実施状況の評価、安全文化の意識醸成のための継続的な取組み等を求める。

③特別な管理措置

・当面の間、島根原子力発電所を特別な管理下に置く。→特別原子力施設監督官の管理・指導の下、特別な保安検査(保守管理体制や品質保証システムに重点を置いた検査)を実施

・(独)原子力安全基盤機構による定期安全管理審査に、再発防止対策の実施状況を審査項目として追加設定し、継続的に審査

④他の原子炉設置者への対策

・他の原子炉事業者に島根原発点検不備の根本的な原因と同様の問題が生じていないか確認

・他の原子力事業者の保守管理が適切に機能しているか保安検査や定期安全管理審査により確認

⑤制度面の整備

・原子炉等規制法の実用原子炉の設置、運転等に関する規則(省令)における保守管理の規定について、保守管理の周期毎に点検等の確認及び評価の結果を踏まえて点検方法等について評価を行い、実施計画に反映することを追加

・(独)原子力安全基盤機構に定期安全管理審査の実施方法の改善・見直しの検討を指示

(2) 島根県・松江市

ア 中国電力(株)へ原因究明や再発防止の申入れ(両県・市 3月30日)

イ 島根県と松江市による島根原子力発電所への立入調査(4月16日)

島根県、松江市と中国電力(株)が結んでいる安全協定に基づき立入調査。

ウ 島根県と松江市による島根原子力発電所への立入調査(6月9日)

島根原子力発電所の点検不備に係る再発防止対策（概要）

～ 地域の皆さまに安心していただける発電所を目指して ～

直接的な原因に対する再発防止対策等

点検計画表の不備への対応

点検計画表の修正

- 今回の調査において判明した不整合箇所を早急に修正する。
[H22年6月末完了予定]
- ・2号機第16回定期検査（現在実施中）、1号機第29回定期検査（次回検査）については、修正した点検計画表を基に点検を実施する。

業務手順の改善・明確化・手順書の見直し

- 点検計画の作成・変更、工事仕様書の作成に関する手順書の見直しなど、点検不備に至った業務手順の改善・明確化を順次実施する。
[H22年7月末完了予定]

【主な対策】

- ・「点検計画作成・運用手順書」の見直し
- ・「工事業務管理手順書」の見直し
- ・部品仕様に係る図書の整備 等

その他の取り組み

点検計画表の継続の見直し

- 今後、点検計画表における点検方法、点検頻度等について、機器の安全重要度、劣化要因を考慮し、科学的に、より妥当性の高い内容に継続的に見直ししていく。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム(EAM)」の活用

- 現在開発中のEAMにより、紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理する。
- ・点検計画表をデータベース化し、人的エラーの低減を図る。
- ・懸案事項や点検時の特記事項の確実な管理等を図る。
- また、「原子力強化プロジェクト」は、発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討、実施していく。

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適切な管理

不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。

原子力品質マネジメントシステムの充実

業務運営プロセスの改善

- 不適合管理が適切、確実に行われ、また不適合の判断が限られた箇所決定されること等がないよう、不適合管理プロセスを改善する。
- ◇不適合管理プロセスの改善
 - ⇒ 不適合管理の必要性や基準について実務に即した教育を行う。
 - ⇒ すべての不具合情報について、「不適合判定検討会(仮称)」で不適合管理の要否や管理レベル等を決定する仕組みとする。
 - ⇒ また、不適合と判定された情報はすべて公開する。[H22年10月公開開始予定]
- ◇不適合管理体制の強化 [H22年6月～]
 - ⇒ より確実な業務管理を行うため、発電所内に不適合管理業務を専任で行う担当を新設する。

原子力部門の業務運営の仕組み強化（保守管理体制・品質保証体制の再構築）

- 規制要求等の状況変化に速やかに対応し、適切にマネジメントできる仕組みを強化する。
- ◇規制要求等への対応プロセスの改善
 - ⇒ 発電所における統括機能の強化 [H22年10月用途]
 - ⇒ 各課を統括する機能を強化し、責任体制を明確化するため、品質保証部門および保守部門において、関係各課を統括する「部」を新設し、部長を設置する。
 - ⇒ 「課題検討会議（仮称）」の設置 [H22年8月～]
 - ⇒ 原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応するための全体計画（要員面を含む）を策定するとともに、活動状況を経営層に報告する。
- ◇「原子力安全情報検討会（仮称）」の設置 [H22年8月～]
 - ⇒ 本社、発電所からなる検討会を設置し、個別の検討課題に連携して取り組む。また、活動状況を定期的に「課題検討会議（仮称）」に報告する。

原子力安全文化（組織活動）の推進

- 経営における原子力の重要性や地域社会の視点に立った安全文化の大切さを全社（関係会社・協力会社を含む）で醸成する活動を推進する。
- ◇原子力安全文化醸成活動の仕組みの強化
 - ⇒ 「原子力強化プロジェクト」の設置 [H22年6月～]
 - ⇒ 社長直属の組織として設置し、関係会社、協力会社も含めた発電所員、地域の皆さまからの意見をいいただき、原子力安全文化醸成施策の検討等を行う。
- ◇「原子力安全文化醸成懇話会（仮称）」の設置 [H22年6月～]
 - ⇒ 社外有識者を中心とした懇話会を設置。現在の取り組み状況について報告し、第三者視点からの提言をいただく。また、提言の概要や安全文化醸成に向けた取り組み状況について、積極的に公開する。
- ◇「原子力安全文化の日」の制定 [毎年6月3日]
- ⇒ 経営における原子力の重要性や地域社会の視点に立った安全文化の大切さを全社で共有し、再確認する。
- ◇「地域の方々との対話活動」の実施 [H22年7月～]
 - ⇒ 「地域に寄り添う」という意識の向上を図る。

1 概要

鳥取県地域防災計画の修正案について、パブリックコメントを実施します。

パブリックコメント実施後、所要の修正等を加えた上で、県防災会議（7月22日開催予定）に諮り、10月に国の承認を得る予定です。

2 主な修正内容

(1) 避難体制の整備について

ア 災害時要援護者利用施設に係る避難対策

災害時要援護者利用施設の避難体制を確立するため、県が作成した「避難対策指針」を参考に、各施設が市町村と連携して避難計画を策定すべき旨を記載します。

イ 状況に応じた避難行動

住民は状況に応じて適切な避難行動（危険な状況下で避難を強行しないこと、切迫した状況下では自宅や施設内の安全な部屋へ移動すること、最寄りの安全な場所へ避難すること等）をすべき旨を記載します。

(2) 災害時の事業継続への取組について

事業者の防災上の役割を明らかにするとともに、事業者が事業継続計画を策定する際の留意事項を整理し、その事業継続への取組に対する行政の支援についても記載します。

また、県として業務継続計画を策定すること、市町村もその策定に努めるべきことについても記載します。

(3) 災害時の医療体制について

4月から運行が開始されたドクターヘリの災害時における活用について記載します。また、本県の消防防災ヘリのドクターヘリ的運用の災害時における取扱いについても記載します。

(4) 地域防災計画の基本方針について

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例に定められている基本的な考え方等を踏まえ、地域防災計画の作成及び運用に当たっての基本方針を詳述します。

(5) 減災目標及びアクションプランの策定について

地震被害に係る減災目標の設定及びその実現のためのアクションプランの策定（平成22年9月末予定）など、計画的な地震防災対策の推進について記載します。

(6) 防災教育の推進について

学校における防災教育を推進するため、章を新設して具体的な取組内容（教職員への研修、総合的な学習等における取組、学校での実践的な防災訓練等）について記載します。

(7) 市町村区域での気象警報・注意報の発表及び基準値の見直しについて

市町村長が行う避難勧告等の防災対応の判断や住民の自主的な避難行動をより細かく支援するため、気象庁が気象に関する警報、注意報を市町村区域で発表する旨を記載します。また、併せて一部の警報、注意報の基準値が見直されたため、当該基準値を修正します。（気象庁の市町村区域での発表は、本年5月から開始されています。）

【今後のスケジュール（予定）】

6月22日～7月12日 パブリックコメントの実施

7月22日 鳥取県防災会議の開催（修正案が承認されれば暫定運用開始）

8月中旬 内閣総理大臣へ協議（承認後（10月予定）に正式運用開始）